



平成 30 年度和歌山県立産業技術専門学院職業訓練指導員 採 用 試 験 案 内

和歌山県人事委員会
和歌山県商工観光労働部労働政策課

県立産業技術専門学院に勤務する職員を募集します。

- 受付期間 郵送による受付 平成30年8月10日(金)～9月13日(木) 消印有効
持参による受付 平成30年8月10日(金)～9月13日(木)
- 第1次試験日時 平成30年9月29日(土) 午前10時
- 第1次試験場所 和歌山県立田辺産業技術専門学院
- 問い合わせ・受験申し込み 和歌山県商工観光労働部労働政策課
〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1
電話 073(441)2800

1 試験区分、採用予定人員、勤務場所及び職務内容

試験区分	採用予定人員	勤務場所及び主な職務内容
職業訓練指導員 (情報システム科)	1人程度	田辺産業技術専門学院(田辺市)においてIT人材を育成する うえで必要な知識や技能を習得させるための職業訓練指導業務

2 受験資格

(1) 昭和54年4月2日以降に生まれた人で、以下の資格要件を満たす人。

試験区分	資格要件
職業訓練指導員 (情報システム科)	職業訓練指導員(情報処理科)の免許取得者又は平成31年3月末日までに免許 取得見込みの者 (注) 免許取得見込みの者とは、申込み時点で上記免許の取得に必要な資格を有する者(職業能 力開発促進法施行規則第39条第1項の規定による48時間講習の受講資格を有する者を含む。) をいい、採用までに上記免許を取得できなかった場合、この試験に合格しても採用資格を失 います。

(2) ただし、次のいずれかに該当する者は受験できません。

【地方公務員法第16条及び職業能力開発促進法第28条第5項に該当する者】

- ア 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 和歌山県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- オ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

(参考) 職業訓練指導員免許取得に必要な資格を有する者は、主に次のとおりとなります。

- 1 職業能力開発総合大学の指導員訓練のうち情報処理に関する長期養成課程又は職種転換課程を修めて卒業した者
- 2 情報処理に係る職業訓練指導員試験に合格した者
- 3 情報処理に関する学科を修めた者で、情報又は情報実習の高等学校の教員の普通免許(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第1項に定める普通免許状をいう。)を有する者

- 4 都道府県職業能力開発協会が実施する職業能力開発促進法施行規則第39条第1項の規定による48時間講習を修了し又は修了見込みで、情報処理に係る職業訓練指導員免許を受けることができる者（採用までに職業訓練指導員免許の取得を要します。）

なお、受講資格を例示すると次のとおりです。

- (1) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、情報処理に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該職種（システムエンジニア、プログラマー等）に関し2年以上の実務経験を有する者
- (2) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において、情報処理に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該職種（システムエンジニア、プログラマー等）に関し4年以上の実務の経験を有する者
- (3) 職業能力開発促進法による公共職業能力開発施設の普通課程修了者（技能照査合格者）で、その後当該職種（システムエンジニア、プログラマー等）に関して6年以上の実務の経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校において、情報処理に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該職種（システムエンジニア、プログラマー等）に関し7年以上の実務の経験を有する者

3 試験の方法及び内容

試験種目		配点	内 容
第1次試験	専門試験	400点	試験区分に応じた専門的知識及び能力についての筆記試験（択一式、2時間）
	面接試験	600点	専門的知識及び能力についての個別面接
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査 ※検査結果は第2次試験の面接試験の参考資料とします。
第2次試験	教養試験	400点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験（択一式、2時間）
	作文試験	200点	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験（1時間） 平成29年度の作文課題は、『職業訓練指導員として、あなたが特に力を入れて取り組みたいことについて、述べなさい。』でした。
	面接試験	1000点	人物、能力、性格等についての個別面接

- (1) 試験の内容は、短期大学卒業程度で行います。
- (2) 各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となります。
- (3) 専門試験の出題分野は、おおむね次のとおりです。

試験区分	出 題 分 野
職業訓練指導員 (情報システム科)	ソフトウェア（言語理論、プログラミング言語、オペレーティングシステム、データベース構造）、ハードウェア（情報理論、CPU、周辺装置、コンピュータ・アーキテクチャ）、ネットワーク（プロトコル、LAN）、情報工学（情報科学、情報数学、情報セキュリティ）、経営工学（経営管理、生産管理）、安全衛生（安全管理、衛生管理）、プログラム設計（コード設計、構造設計、画面設計、ファイル設計、モジュール設計、運用設計、データベース設計、ユーザインタフェース設計）

4 試験の日時、試験地及び合格発表

	日 時	試験地	合 格 発 表
第1次試験	平成30年9月29日（土） 午前10時	田辺市	平成30年10月上旬に県庁北別館5階人事委員会事務局前に掲示するとともに合格者に郵送で通知します。
第2次試験	平成30年10月28日（日）	和歌山市	平成30年11月中旬に県庁北別館5階人事委員会事務局前に掲示するとともに合格者に郵送で通知します。

- (注) 1 第1次試験会場は、本書末尾の「試験会場案内図」をご覧ください。
 2 第1次試験は、午前中に専門試験、午後から面接試験及び適性検査を行います。
 3 合格発表は、和歌山県のホームページ (<https://www.pref.wakayama.lg.jp/>) の「新着情報」でもお知らせします。

5 受験手続及び受付期間

(1) 採用試験申込書の配布場所

- 和歌山産業技術専門学院、田辺産業技術専門学院、和歌山県商工観光労働部労働政策課、和歌山県人事委員会事務局、和歌山県庁正面玄関サービスステーション、各振興局地域振興部総務県民課
- 採用試験申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「指導員採用試験申込書請求」と朱書きの上、140円切手を貼付し自分の宛先を明記した返信用封筒（角形2号 縦33cm×横24cm程度の大きさのもの）を必ず同封して、和歌山県商工観光労働部労働政策課あて請求してください。
- また、和歌山県のホームページの「申請書ダウンロード」から採用試験申込書を印刷することも可能です。

(2) 申込方法

次の書類を和歌山県商工観光労働部労働政策課へ郵送するか、直接持参してください。

- ア 採用試験申込書（指定様式：必要事項を記入し、顔写真を貼付してください。） 1通
- イ 職業訓練指導員免許取得者は、免許証の写し 1通
- ウ 職業訓練指導員免許取得見込みの者は、取得要件を確認できるいずれかの書類
 - ・情報処理に関する職業訓練指導員試験の合格証書の写し 1通
 - ・情報処理に関する学科を修めた者の、情報又は情報実習の教科についての高等学校の教員の普通免許状の写し 1通
 - ・都道府県職業能力開発協会が実施する職業能力開発促進法施行規則第39条第1項の規定による48時間講習の修了証書の写し 1通
 - ・上記の48時間講習を修了見込みの者は、卒業証明書の写し及び職務経歴書等 1通詳しくは労働政策課までお問い合わせ下さい。

エ 郵便はがき（自分の宛先を記入し、62円切手を貼ってください） 1枚

郵送する場合は、必ず簡易書留郵便とし、封筒の表に「指導員受験申込」と朱書きしてください。これ以外の方法による不着の問題については一切対応いたしません。

(3) 受付期間

ア 郵送による申込の受付

平成30年8月10日（金）から受付を開始し、平成30年9月13日（木）までの消印のあるものに限り受け付けます。

イ 持参による申込の受付

平成30年8月10日（金）から平成30年9月13日（木）までの午前9時から午後5時45分まで受け付けます。なお、日曜日、土曜日及び祝日は除きます。

(4) 受験票の交付

採用試験申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付します。

なお、採用試験申込書の記載事項に不備があるときは受理できない場合があります。

また、受験票が9月21日（金）までに到着しないときは、和歌山県商工観光労働部労働政策課まで至急連絡してください。

(注) この採用試験において取得した個人情報、職員採用試験及び採用に関する事務以外の目的には使用しません。また、受験に際し提出された書類は、和歌山県人事委員会事務局及び和歌山県労働政策課において一定期間保管後、速やかに安全かつ適切な方法で廃棄します。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、平成31年4月1日採用予定です。

(2) 勤務地は以下のとおりです。

田辺産業技術専門学院（和歌山県立情報交流センターB i g ・ U） 田辺市新庄町3353-9

(3) 勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。

(4) 採用時の給料月額額は165,700円(平成30年4月1日現在)で、経歴その他に応じて一定の額(例:公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等)が加算されます。

この他、職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)等の定めに従い、給料の調整額、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

7 試験結果の情報提供について

この試験の結果について、受験者本人の申し出により、情報提供を受けることができます。

情報提供を希望する人は、受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。)を持参の上、和歌山県人事委員会事務局(県庁北別館5階、和歌山市小松原通1-1)に申し出てください。

試験の種類	情報提供対象者	内容	期間
第1次試験	第1次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表の日から1週間 (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。) 午前9時(期間の初日は合格発表後)から午後5時45分まで
第2次試験	第2次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

8 その他

- (1) 台風・地震などの非常時は、試験日程等を変更することがあります。
- (2) 試験会場には食堂はありません。昼食、水筒等を持参してください。

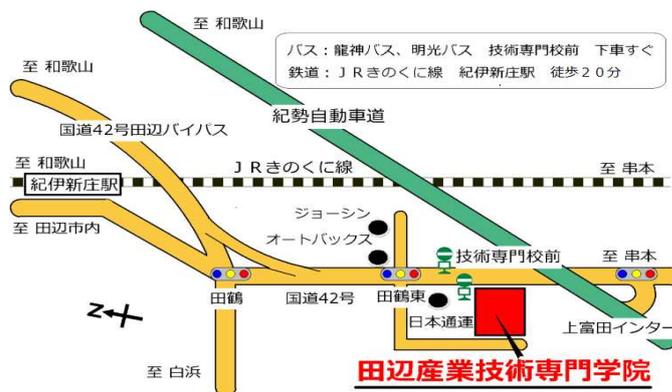
試験会場案内図

第1次試験会場

和歌山県立田辺産業技術専門学院

〒646-0011 田辺市新庄町1745番地の2

電話 0739(22)2259



○鉄道(JR)を利用される場合

JRきのくに線「紀伊新庄」駅下車、徒歩約20分

○バス(明光バス)を利用される場合

95系統「田辺駅前」発「栗栖川」行き、または91系統「新宮駅」、もしくは30系統白浜温泉(三段壁)行きに乗車し「技術専門校前」で下車すぐ

○自動車を利用される場合

紀勢自動車道「上富田インター」から国道42号を田辺市方面へ向かい約500m
※駐車は学院内駐車場をご利用ください。